

# 第3編

## 地震災害対策編



**第1章 総則**

**第1節 計画の目的及び方針**

【市民部】

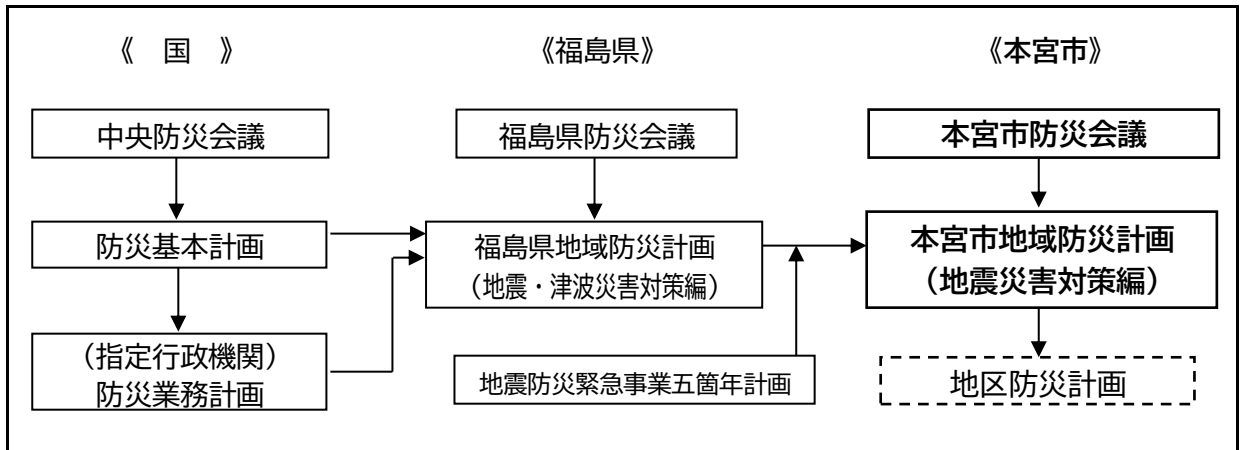
**第1 計画の目的**

大規模地震に対し、市と市民及び防災関係機関等が協働し減災に取り組み、地震災害に的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産を、大規模地震による被害から最小限に食い止めるとともに、市域における地震防災体制の確立を図ることを目的とする。

**第2 計画の位置付け**

この計画は、災対法（昭和36年法律第223号）に基づく、本宮市防災会議条例第2条の規定により、本宮市防災会議が作成する地域防災計画の内、地震災害に関する計画として定めたもので、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）並びに福島県地震防災緊急事業五箇年計画と連携した市域に係る計画である。

国、県、本宮市における防災会議と防災計画（地震災害対策編）の位置付け



**第3 計画の推進と修正**

地震防災対策特別措置法に基づき県が定めた「福島県地震防災地域目標」及び「福島県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、県とともに積極的に事業推進に取り組み、地震被害の軽減に努める。

また、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるとき及び福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の修正に合わせこれを修正するものとする。

## 第4 計画の周知徹底

防災関係機関及び市の各部署は、平素からこの計画の担当部分につき教育、訓練及びその他の方法により、この計画の習熟と周知徹底を図る。

### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても地震災害に備えるとともに、その被害軽減のため、地域住民等の参加を得て、地震災害に関する教育及び訓練を実施するものとする。

### 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

## 第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

【市民部】

### 第1 災害対策の基本理念

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第1に準じる。

### 第2 基本方針

この計画は、地震防災に関し、国、県、近隣市町村その他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な地震防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

#### 1 地域自立型防災対策の推進

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-1に準じる。

#### 2 広域連携による災害対応力の強化

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-2に準じる。

#### 3 災害対策本部応急活動能力の強化

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-3に準じる。

#### 4 職員全体の対応能力の強化

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-4に準じる。

#### 5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-5に準じる。

#### 6 男女双方の視点に配慮した防災対策

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-6に準じる。

#### 7 市民運動の展開

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-7に準じる。

#### 8 新型コロナウイルス等の感染症対策

第1編、第1章、第2節「災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標」第2-8に準じる。

### 第3 発災後の時間経過と活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

市を始め、防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害活動を実施するためには、各主体に共通の基本的活動目標が重要となる。

このため、次のとおり、発災後の時間的な区切り・段階名・活動目標を県に習い整理する。

災害応急対策事項別の時系列行動計画は、第3章、第1節に掲載する。

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直後	即時対応期	<b>■初動体制の確立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策活動要員（職員・消防団員・自主防災組織）の確保</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> </ul>
直後～ 数時間以内		<b>■生命・安全の確保（瞬時の対応）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・延焼阻止活動、延焼に対応した住民避難誘導活動</li> <li>・広域的な応援活動の要請</li> </ul>
1日目～ 3日目	緊急時対応期	<b>■生命・安全の確保（72時間以内の対応）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本格的な行方不明者捜索・救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策</li> <li>・広域相互協力による消火対策活動、地盤崩壊対策活動</li> <li>・道路確保、治安維持に関する対策</li> <li>・有毒物・危険物等漏洩対策の二次災害防止関連活動</li> <li>・給食、給水、避難所開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> </ul>
4日目～ 1週間	応急対応期Ⅰ	<b>■被災者の生活の安定（最低限の生活環境）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> </ul>
1週間～ 1か月	応急対応期Ⅱ	<b>■被災者の生活の安定（日常活動環境）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復</li> <li>・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul>
1か月～ 数か月	復旧対応期	<b>■地域・生活回復</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者ケア</li> <li>・がれき等撤去</li> <li>・都市環境の回復</li> <li>・生活の再建</li> </ul>
数か月以降	復興対応期	<b>■地域・生活の再建及び強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教訓の整理</li> <li>・都市復興計画の推進</li> <li>・都市機能の回復・強化</li> </ul>

この活動区分ごとの活動目標は、基本的な事項を記載したものであり、実際の運用に当たっては、災害の態様及び状況に応じた臨機応変な対応が必要である。

## 第3節 被害の想定

### 【市民部】

平成23年3月発生の東日本大震災は、本市においても震度6弱の揺れを記録し、道路、ライフライン、住宅、企業を始め、日常生活や経済活動に大きな被害を引き起こした。大規模地震により起こりうる被害を想定することにより、市内全域における災害に強いまちづくりに資する。

### 第1 想定地震の設定

#### 1 影響が懸念される地震源

福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）が想定する、周辺地域の人口規模及び地震発生による社会的影響が大きいと判断される地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）である。

地震名		マグニチュード	震源深さ等
内陸部	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km
	会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km
	双葉断層北部を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km
海溝部	福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部 20 km 東西幅 60 km 南北長さ 100 km

#### 2 想定地震の設定

市域においても、大名倉山の西側を二本松市から岩根字大谷地にかけ、安達太良山の麓に沿って走る活断層の存在が確認されている。この活断層を震源とし、市域に被害をもたらした記録はないことから、本市での最大震度は県が想定する5強となるが、東日本大震災は、これまで県が想定してきた地震をはるかに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害となった。

今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、本市最大震度6弱と設定する。

本宮市周辺の活断層



### 3 被害想定

本宮市全域で、震度6以上の地震により、多数の建物が全壊若しくは半壊し、各地に同時多発火災や交通機関の事故が発生し、市内の主要道路は崩壊や落橋のため、いたるところで通行不能となり多数の負傷者が出るものと想定される。

さらに、ため池等の崩壊により住宅等の流出や多数の死傷者の発生が予想されるとともに、液状化現象被害等の発生により、ライフライン施設にも甚大な被害が発生し、一部地域に断水、市内全域の停電、加入電話及び携帯電話の通話不能、LPガスの漏れが多発するものと想定される。

加えて、損壊等建物内部に多数の人が取り残されることが予想される。被害の範囲は次のとおりである。

#### (1) 物的被害

① 建築物被害	② 低地浸水による被害
③ 公共施設物の被害（ライフライン）	④ 危険物施設の被害
⑤ 山・がけ崩れによる被害	⑥ ため池決壊による被害

#### (2) 人的被害

① 死傷者	② 要救護者
-------	--------



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災組織の整備・充実

【市民部】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期す。

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」に準じる。

### 第2節 防災情報通信網の整備

【市民部、総務政策部、財務部】

市域に地震災害が発生した場合においても、災害情報システムが十分機能し活用できる状態を保ち、国・県及び防災関係機関との通信網が確保され、かつ市民への情報伝達手段が確保されることが重要となるため、設備の保守管理と安全対策を講じる。

#### 第1 防災行政無線の整備

第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第1に準じる。

#### 第2 その他通信網の整備・活用

第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第2に準じる。

#### 第3 被害情報一元化

第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第3に準じる。

#### 第4 通信手段の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用について、県と連携し周知を図るとともに、住民へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

## 第3節 都市の防災対策

【市民部、建設部、各部等施設管理者】

本市の人口分布は、都市計画用途区域及びその外輪部の市街地に集中しており、人口の5割が本宮及び高木に集中するとともに、大型商業施設等を中心とした郊外型人口集中地域もドーナツ状の広がりを見せている。

これら市街地において大規模地震が発生した場合、市民の生命・身体及び財産の被害が大きくなるおそれが懸念されるため、被害を最小限に抑えるため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強いまちづくりの推進に努める。

### 第1 建築物防災対策

#### 1 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性は、建築基準法に最低基準が規定されているが、昭和56年の新耐震設計基準適用以前の建築物では、十分な耐震性を確保されていない建築物があるのが現状である。

このため、市は県と連携し「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性を啓発し、市民等の自覚のもと耐震性強化に努める。

#### 2 被災建築物の応急危険度判定対策

市は、一般住宅を含む地震被災建築物の余震等による二次災害を防ぐために、県及び福島県地震被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、応急危険度判定を実施する。

#### 3 窓ガラス等の落下物防止対策

県及び市は、地震時に建築物の窓ガラス・看板等落下物による危険を防止するため、次の対策に努める。

- ① 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び指定避難所までの避難路等に面する建築物で、地階を除く階数が3以上の建築物を対象に、落下物のおそれに関し実態調査を行う。
- ② 調査の結果、落下物のおそれがある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に、窓ガラス及び看板等の落下物防止対策の重要性を啓発する。

#### 4 ブロック塀の倒壊防止対策

市は県と連携し、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策の推進に努める。

- ① ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報媒体を活用し啓発を図る。また、ブロック塀の設計基準、点検方法及び補強方法等について、パンフレット等を活用し知識の普及を図る。
- ② 市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀倒壊危険箇所の把握を図る。実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ③ ブロック塀設置者に、日常点検の精励を周知する。また、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生け垣化等を奨励する。

④ ブロック塀の新設又は改修に際し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

5 建築物不燃化対策

(1) 防火・準防火地域の指定

市は消防機関と連携し、建築物の密集により火災の被害が拡大するおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、建築基準法が規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

① 防火地域指定は、原則として容積率400%以上の近隣商業地域及び商業地域を対象とするが、集団的地域の「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」、あるいは路線的地域の「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても指定を検討していく。

② 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300%以上の区域及び建築物が密集し又は用途が混在し火災の危険が予想される地域について指定を検討する。

(2) 建築物の防火の促進

新築・増改築等建築物には、建築基準法に基づき指導を行う。既存建築物には、次の制度を通して指導を行う。

① 不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

② 消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ消防本部と連携した防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上の重要な建築物の耐震性確保等

1 市有施設の耐震性確保

市は、大規模地震災害時の応急対策活動の拠点施設を防災上重要建築物として指定し、それら施設の重要度に応じた耐震性の確保に努める。

(1) 防災上重要建築物の指定

市は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

防 災 拠 点 施 設		避 難 施 設
市 役 所 庁 舎	白 沢 総 合 支 所	避難所指定施設

(2) 建築設備の耐震確保

市は、防災上重要建築物が大規模地震被災後も機能を継続できるように、建築設備の耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設は、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。さらに、拠点避難施設は、ライフライン系統の不測の事態に備え、太陽光発電や蓄電設備の設置など、非常用設備の整備に努める。

(3) オフィス家具等の転倒・落下・移動防止対策

防災上重要建築物におけるオフィス家具等の転倒・落下・移動防止対策を進める。

2 民間施設管理者による施設の耐震化

民間施設管理者は、「福島県耐震改修促進計画」に指定された建築物について、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

### 第3 防災空間の確保

#### 1 都市公園等の整備

都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担うため、都市計画における計画的配置と既存施設の管理により、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

#### 2 都市計画道路等の整備

都市計画道路等の道路は、災害時に避難路や救援路そして延焼防止施設として重要な役割を担うため、災害に強い構造はもちろん、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化等、計画的な整備に努める。

併せて、ライフラインの耐災性向上のため、必要に応じ電線類共同溝等を各事業者と検討する。

#### 3 オープンスペースの確保

災害時の住民の避難場所、物資輸送拠点、応援部隊活動拠点、資材置場、仮設住宅建設用地及びがれき仮置場等に活用できるオープンスペースについて、市は定期的な調査により把握に努めるとともに整備拡充を推進する。

## 第4節 上下水道施設災害予防対策

### 【建設部】

地震災害の被害を最小限に抑え、速やかな被害施設の復旧を図るため、上下水道施設の耐震性を強化し、ライフラインの確保を図る。

#### 第1 上水道施設予防対策

##### 1 水道施設等の整備

水道事業管理者（市）は、水道水の安定供給による生活及び応急医療等の確保を図るため、福島県水道ビジョン2020に基づき、水道施設の事前対策、災害時対策及び恒久復旧対策等に努める。さらに、応急復旧用資機材の備蓄に努める。

#### 第2 下水道施設予防対策

##### 1 下水道施設等の整備

下水道施設管理者（市及び県中流域下水道）は、施設の耐震性を向上するため、次の対策を実施する。

- ① 施設の複数化及び予備の確保等により機能の確保を図る。さらに、補修が容易な構造等、復旧対策に重点を置いた整備を図る。
- ② 停電に速やかに対応できるよう考慮する。
- ③ 管渠等の排水機能に支障をきたすおそれがある場合は、緊急用の管渠又はバイパスの検討を行う。
- ④ 主要な管渠整備にあたっては、液状化が起こりにくい埋め戻し材使用等の工法を検討する。
- ⑤ 定期点検等による危険個所の早期発見と改善等、施設の機能保持を図る。

##### 2 応急復旧用資機材の確保等

下水道施設管理者は、応急復旧用資機材の備蓄に努める。

また、下水道台帳と維持管理記録の一体整備に努めるとともに、災害時に優先的に調査をする必要がある個所を特定するための、下水道防災マップの整備を検討する。

## 第5節 電力、ガス施設災害予防対策

【産業部、電力事業者、LPガス事業者】

電力、ガス事業者は、施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震災害時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給を図るため予防措置を講ずる。

第2編、第1章、第9節「電力・ガス施設災害予防対策」に準じる。

## 第6節 電気通信施設等災害予防対策

【電気通信事業者】

電気通信事業者は、施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震災害時の被害を最小限にとどめ、安定した通信の保持を図るため予防措置を講ずる。

### 第1 電気通信施設等災害予防計画

電気通信事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、災害等対策実施細則と災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておく。併せて、組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制、さらには訓練についても定めておく。

電気通信事業者が地震災害に備える実施計画は、福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第2章、第8節「電気通信施設等災害予防対策」に基づく。

## 第7節 道路及び橋梁等災害予防対策

【道路管理者、建設部、産業部】

道路管理者は、道路・橋梁施設の危険箇所調査を行い、必要に応じ、対策工事を実施し並びに橋梁の補強等に努め、地震被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりに努める。

### 第1 市管理の道路及び橋梁災害予防計画

#### 1 現況

道路（農道・林道を含む）の地震被災は、高盛土部分の路体や法面の崩壊及び切土部における土砂崩落等、並びに、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本市の土砂災害危険箇所流域には道路があり、橋梁には耐震設計を満足しないものもあるため、耐震性の向上を図り、落橋防止対策が必要である。

#### 2 計画目標

法面崩落、土砂崩落及び落石等については、計画的な法面防護工事及び落石防止工事の推進に努める。老朽橋等については、計画的な落橋防止対策に努める。

なお、それぞれの対策は、施設の災害時における重要度を考慮し、優先度を定める。

#### 3 実施計画

##### (1) 道路の整備

道路法面崩落が予想される箇所、路体崩落が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所の詳細調査に基づき対策を検討し、計画的な実施に努める。

##### (2) 橋梁の整備

5年ごとの総点検に基づく橋梁長寿命化修繕計画により、計画的に耐震対策を実施する。

### 第2 農道・林道災害予防計画

#### 1 計画目標

農山村地域の生活道路や避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工事等の措置により、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

#### 2 実施計画

農道と林道の法面崩落及び落石等の危険箇所調査により危険箇所を把握するとともに、法面保護施設工事等により危険箇所の解消を図っていく。

### 第3 電線共同溝の整備

地震災害により道路敷を占有する電柱等が破損し、電線類（電力線、電話線等）の機能に支障が生じるとともに、道路交通の障害になることが懸念されるため、被害の生じにくい電線共同溝の整備について、電力事業者や電気通信事業者と協議する。

## 第8節 河川等災害予防対策

【河川管理者、建設部、産業部、土地改良区等】

河川、砂防施設、ため池等は、地域住民の生命及び財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては、国、県及び関係機関と連携し、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

### 第1 河川管理災害予防対策

#### 1 現状

本市には、国又は県管理の一級河川が9河川ある。

特に、阿武隈川は重要水防地域に指定され、平成13年度に平成の大改修事業により一部完成堤が竣工し、令和2年度に本築堤工事が完了したことで計画堤防高が確保され、令和3年度には河道掘削も完了した。

#### 2 計画

県管理の安達太良川では、国道4号線から阿武隈川合流部までの区間で計画堤防高を確保するための、堤防かさ上げ工事が進められている。

地震により河川施設が被災した場合は、速やかな復旧を国及び県に求め、浸水被害に備える。

### 第2 砂防施設災害対策

#### 1 現状

本市では、阿武隈川水系蛇沢流域の1か所に砂防指定がされ、砂防ダムが整備されている。

また、土石流危険箇所については26か所、山地災害危険箇所の内、崩壊土砂流出危険地区は1か所指定されている。地震や降雨に伴う土石流により大きな災害の契機となりかねない箇所については、詳細を調査のうえ砂防施設等の対策を図る必要がある。

#### 2 計画

地震により、土砂災害が甚大になると想定される土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域等について、土石流対策事業の促進を図るとともに、既存砂防ダム等はその施設の安全性の検討を行い、結果に基づき国・県の支援を求め補強等の整備に努める。

### 第3 ため池施設災害対策

#### 1 現状

本市には池沼が93か所あり、多くが土地改良区又は水利組合の管理となっているが、ため池の機能を廃止した池沼も見られる。ため池の多くは、明治又は大正時代に築造され老朽化が進んでいる。これらのため池が決壊した場合、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。

#### 2 計画

ため池の防災・減災対策に当たっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知を図り、被害軽減に



努める。

## 第9節 地盤災害等予防対策

【建設部】

地震被害の大きさは、地盤の特性や地形等が大きな要素を占めている。このため、地震災害を予防し又は減災するには、地盤の持つ自然特性や災害特性に適した土地利用を、市民情報を共有しながら計画的に進めることが望まれる。

### 第1 土石流災害予防対策

#### 1 現状

本市において土石流が発生するおそれがある溪流は26か所あり、砂防指定はされていないが、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

また、山地に関連する崩壊土砂流出危険地区数は1か所あり、未整備である。

#### 2 計画

県から提供される警戒避難基準に関する資料に基づき、被害が予想される地区住民へ、危険溪流及び土砂災害警戒区域等の認識徹底を図る。さらに、地区住民の警戒避難体制の強化を図る。また、県と連携しながら総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第2 地すべり災害予防対策

本市に、地すべり危険箇所は指定されていない。

### 第3 急傾斜地崩壊対策

#### 1 現状

本市では、急傾斜地崩壊危険箇所が41か所指定されている。

また、がけ崩れ危険箇所が7か所、山腹崩壊危険地区14か所が指定され、191戸の住家が地区内に点在する。このため、住家流出等の二次災害の危険性に応じ、対策が進められている。

#### 2 計画

県から提供される警戒避難基準に関する資料に基づき、被害が予想される地区住民へ、危険地域及び土砂災害警戒区域等の認識徹底を図る。さらに、地区住民の警戒避難体制の強化を図る。また、県と連携しながら総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第4 液状化災害予防対策

公共施設等の設置に当たっては、地盤改良等の液状化発生防止対策や液状化現象発生時においても施設被害を最小限に抑える対策を実施する。また、開発事業者は、大規模開発に当たり県や市と十分な連絡調整を図るものとする。

また、県が作成する液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアルにより、市民に液状化対策を周知する。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化に努める。

## 第5 二次災害予防対策

市は県と連携し、地震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するため、土砂災害等の危険箇所点検体制の整備に努める。

点検により、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民へ周知するとともに警戒体制及び避難誘導體制等を地域防災計画に基づき整備する。

## 第10節 火災予防対策

【市民部、消防本部、消防団】

地震発生による被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要である。  
また、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底と体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

### 第1 消防力の強化及び広域的な応援体制の整備

第2編、第1章、第7節「火災予防対策」第1及び第2に準じる。

### 第2 出火防止対策

第2編、第1章、第7節「火災予防対策」第3に準じ、次の地震対策を特記する。

#### 1 住宅防火対策の推進

市及び消防機関は、地震発生時の火気使用設備器具からの火災発生を防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努める。

### 第3 初期消火体制の整備

第2編、第1章、第7節「火災予防対策」第4に準じる。

### 第4 火災拡大要因の除去計画

第3節「都市の防災対策」に準じる。

### 第5 消防水利の整備

第2編、第1章、第7節「火災予防対策」第1に準じる。

### 第6 救助体制の整備

第2編、第1章、第7節「火災予防対策」第1に準じる。

## 第11節 緊急輸送路等の指定

【本部事務局、建設部、産業部】

大規模地震災害時の被災者搬送、傷病者収容、災害応急対策要員移送、災害応急対策資機材及び生活必需物資が、災害の状況に応じ迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送路を指定し備える。

第2編、第1章、第10節「緊急輸送路等の指定」に準じる。

## 第12節 避難対策

【本部事務局、各部・各班、市消防団】

大規模地震災害による避難を想定し、適切な避難計画を策定し対策の推進を図り、災害時の人的被害を軽減する。

第2編、第1章、第11節「避難対策」に準じる。

## 第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【本部事務局、保健福祉部】

大規模地震災害による被災傷病者対策として、医療（助産）救護体制の整備充実と、感染症等の蔓延防止のための防疫体制の整備を図り、生命及び身体被害の軽減を図る。

第2編、第1章、第12節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」に準じる。

## 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

【本部事務局、市民部、産業部、保健福祉部、建設部】

発災後の住民生活を確保するため、市の食料等の調達・確保及び市民等の備蓄により、確保に努める。

第2編、第1章、第13節「食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定、及び罹災証明書発行体制の整備」第1、第2、第3に準じる。

## 第15節 防災教育

【市民部、総務政策部、教育部】

地震災害に対する災害対策本部職員の防災知識の向上と技能の習得を図るとともに、市民等の災害に対する正しい知識と的確な対応等の防災意識の高揚により、地震災害時の被害の軽減に備える。

第2編、第1章、第14節「防災教育」に準じる。なお、第1「市民に対する防災教育」に、次の1項を加える。

### 5 本宮市民災害対策マニュアル

地震災害が発生したとき、市民自らが自らの命を守り家族を守るために、（仮称）本宮市民災害対策マニュアル（地震災害編）を作成のうえ市民に周知・啓蒙し、平常時からの備えと大震災発生時の心構えを徹底する。

（仮称）本宮市民災害対策マニュアル（地震災害編）は、次の内容により構成する。

#### （1）本宮市民災害対策マニュアルの構成

① 地震に対する心構え	② 地震が起きたときの行動
③ 住宅等の備え	④ 非常持出しの準備
⑤ 避難場所	⑥ 防災マップと避難路の考え方
⑦ 災害用の伝言ダイヤル等	⑧ 自主防災組織
⑨ 家具類の転倒・落下・移動防止対策	

## 第16節 防災訓練

【市民部、該当全部署】

災害を想定した訓練を通し、地震災害発生時の迅速かつ的確な行動を身につける。

第2編、第1章、第15節「防災訓練」に準じる。

## 第17節 自主防災組織の整備

【市民部、保健福祉部】

コミュニティの絆のつながりを深め、「自らの命と地域は自らが守る」意識の啓蒙を図り、地域相互扶助活動組織である自主防災組織活動につなげ、災害に備える。

### 第1 自主防災組織の育成指導

第2編、第1章、第16節「自主防災組織の整備」第1に準じる。

### 第2 自主防災組織の編成基準

第2編、第1章、第16節「自主防災組織の整備」第2に準じる。

### 第3 自主防災組織の活動

#### 1 自主防災計画の策定

第2編、第1章、第16節「自主防災組織の整備」第3-1に準じる。

#### 2 日常の自主防災活動

第2編、第1章、第16節「自主防災組織の整備」第3-2に準じる。

また、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

### 第4 企業防災の促進

第2編、第1章、第16節「自主防災組織の整備」第4に準じる。

### 第5 地区防災計画の作成

第2編、第1章、第16節「自主防災組織の整備」第5に準じる。

## 第18節 要配慮者対策

【本部事務局、保健福祉部、社会福祉施設等管理者、病院・診療所等管理者】

要配慮者の生命と身体を守るため、避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の整備・更新を進め、自助・共助・公助による支援体制を確立する。

第2編、第1章、第17節「要配慮者対策」に準じる。

## 第19節 ボランティアとの連携

【市民部、保健福祉部、市社会福祉協議会】

ボランティアセンター設置により、ボランティアの需給と希望業務とのミスマッチを防ぎ、円滑な活動調整を行うため、関係機関が連携し体制の構築を図る。

第2編、第1章、第18節「ボランティアとの連携」に準じる。

## 第20節 危険物施設等災害予防対策

【市民部、産業部、消防本部、該当企業及び団体】

地震による危険物災害及び毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備の充実強化により、危険物施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第2編、第1章、第19節「危険物施設等災害予防対策」に準じる。

## 第21節 災害時相互応援協定の締結

【市民部、産業部、建設部、保健福祉部、防災関係機関】

大規模地震発生時は、広域で被災すると考えられ、市のみ又は自治体間の相互応援だけでは災害対策が立ち行かない可能性が懸念されるため、自治体間の協力を始め、企業・団体からも協力を得るため、災害時応援協定の締結を促進する。

第2編、第1章、第20節「災害時相互応援協定の締結」に準じる。





## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

【本部事務局、各部・各班】

市域に地震による災害が発生し、迅速な災害応急対策を強力かつ効率的に推進するため、本宮市災害対策本部を設置し活動体制に万全を期す。

この場合において、防災関係機関は、組織及び機能の全てをあげて、市災害対策本部災害応急対策活動に協力する。

#### 第1 災害応急対策の時系列行動計画

第2編、第2章、第1節「応急活動体制」第1に準じる。

#### 第2 市の活動体制（市災害対策本部）

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第2、及び第2編、第2章、第1節「応急活動体制」第2に準じる。

**第2節 職員の動員配備**

【本部事務局、配備担当部署】

地震発生時の初動体制をいち早く確立するため、職員配備基準、職員への動員伝達方法、自主参集の基準等を定める。

**第1 配備の基準**

1 災害対策本部設置前

	配 備 体 制	配 備 時 期
警戒配備	<p>市民部（防災対策課・白沢総合支所）、の配備職員（市民部長が事前に定める。）をもって、災害情報の収集・連絡にあたる。総括部長は、関係部長と連絡を密にし、状況に応じ特別警戒配備体制に円滑に移行できる体制を執る。</p> <p>産業部（農政課）は、農村整備総室災害対策マニュアルに基づく体制を執る。（特別警戒配備においても同。）</p>	<p>1. 市域で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>2. 前号に関わらず、市長が当該配備を指令したとき。又は、特に総括部長が必要と認めたとき。</p>
特別警戒配備	<p>警戒配備体制に加え、各部長及び各部長が事前に定める配備職員をもって、災害発生情報の収集・連絡及び対策にあたる。総括部長は、本部員との連絡を密にし、被災の状況に応じ応急対策を講じ、事態によっては災害対策本部の設置に移行できる体制を整える。</p> <p>防災対策課は、災害情報及び被災情報を統括する。</p> <p>施設所管部長は、所管施設等の災害発生状況を調査し、防災対策課に報告する。</p> <p>関係職員の30%を基準とする。</p>	<p>1. 市域で震度5弱の地震が観測されたとき。</p> <p>2. 前号に関わらず、市長が当該配備を指令したとき。</p>

\* 配備要員は、各部等があらかじめ配備基準に基づき定める配備計画による。

2 災害対策本部設置後

	配 備 体 制	配 備 時 期
非常配備体制	<p>全職員出動。</p>	<p>1. 市域で震度5強以上の地震が観測されたとき。</p> <p>2. 前号に関わらず、市長が当該配備を指令したとき。</p>

### 3 各配備体制における指揮監督等

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第2に準じる。なお、指揮監督等については次のとおりとする。

#### (1) 指揮監督等

- ① 警戒及び特別警戒配備の指揮監督は、総括部長が行う。なお、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言が発せられ、友好都市及び協定自治体に大規模な被害が発生するおそれがある場合の指揮監督は、副市長が行う。
- ② 災害対策本部設置を決定したとき、本部長は直ちに各部等の長を集め、配備体制を敷く。

## 第2 配備人員

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第3に準じる。

## 第3 動員伝達方法

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第4に準じる。

## 第4 非常参集等

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第5に準じる。

## 第5 職員の配備状況の報告と安否確認の実施

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第6に準じる。

## 第6 職員の服務

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第7に準じる。

## 第7 消防団員の動員

第2編、第2章、第2節「職員の動員配備」第8に準じる。

## 第3節 地震災害情報の収集伝達

【本部事務局、建設部、産業部、市民部（本部設置前の気象情報）】

地震災害発生時は、二次災害防止及び市民等の生命と財産を守るために、防災関係機関相互の通知、要請、指示、伝達等の通信を、迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。

また、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速かつ的確に行う。

### 第1 地震情報等の受理伝達

#### 1 地震情報等の受理伝達

市は、気象庁並びに福島地方気象台から発表される地震情報を受理した場合は、必要に応じ直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な判断・措置を行う。

##### (1) 地震情報

- ① 震源やその規模（マグニチュード）、地域震度、余震に関する情報
- ② 各地の震度、震源及び観測点震度に関する情報
- ③ 群発地震等その他地域住民に周知させることが適当と思われる情報

##### (2) 緊急地震速報

市及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（防災ラジオを含む）等により、住民へ伝達する。また、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

##### (3) 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

市は、震度の地域名称（福島県の陸域）及び震央地名（福島県の陸域）は、「福島県中通り」となる。

### 第2 被害状況等の収集、報告

第2編、第2章、第3節「災害情報の収集伝達」第2に準じる。

## 第4節 通信の確保

【本部事務局、財務部、市民部】

地震災害発生時は、通信設備を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に行い、円滑な通信の疎通を確保する。

第2編、第2章、第4節「通信の確保」に準じる。

## 第5節 相互応援協力

【本部事務局、市民部、総務政策部】

地震災害発生時は、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、市及び相互応援協定締結自治体並びに関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第2編、第2章、第5節「相互応援協力」に準じる。

## 第6節 災害広報

【本部事務局、総務政策部、市民部】

被災住民等に正確な情報を提供し、混乱の防止と適切な行動を支援するため、市及び防災関係機関は連携し広報活動を展開する。

第2編、第2章、第6節「災害広報」に準じる。

## 第7節 消火活動

【本部事務局、市民部、消防本部、市消防団】

地震による二次災害で、最も大きな被害をもたらすものが火災であり、地震火災による被害の軽減を図るため、市民に地震発生時の防火行動の徹底を周知するとともに、消防力の全てを活用した消火活動に取り組む。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定される。この場合にあっても、住民等及び自主防災組織においては、まず自らの命を守り、その後に初期消火を行うとともに、避難時の出火防止呼びかけ等が群発火災を防ぐことにつながる。

### 第1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に際して総力を挙げて消防活動に当たるとともに、市消防団等を指揮し有効な対策を行う。消防本部の活動は、福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第3章、第7節「消火活動」に基づく。

### 第2 消防団による活動

市消防団は、消防本部（南消防署）と連携し、以下の活動を行う。

#### 1 情報収集活動

市内の災害情報を、積極的に収集する。

#### 2 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予想される場合は、団員居住地域及び分団設置地域住民に対し出火防止の広報を行う。出火を発見した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

#### 3 消火活動

地震火災に際しては、消防本部と連携し消火活動及び延焼防止活動を行う。

#### 4 救助活動

消防本部の活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出及び負傷者への簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

#### 5 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、住民に避難指示等の内容を伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難誘導する。

また、避難しない住民等へは避難を説得し、未避難者が要配慮者の場合は安全な場所まで搬送する。

### 第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

消防本部及び市消防団の消防力をもってしても消防活動が困難であると判断したときは、福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第3章、第7節「消火活動」に基づき、隣接相互応援協定締結消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は、福島県広域消防相互応援協定により派遣要請を行う。

## 第4 他都道府県への応援要請

### 1 応援要請の手続き

市は、他都道府県に応援の要請が必要と見込まれる場合は、次の手続きで知事へ応援要請を行う。

#### (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可能であるが、後日、要請文書を提出する。）

市長は他都道府県の消防隊の応援を求めるときは、次の事項を示し知事に要請する。

① 火災の状況及び応援要請の理由	② 緊急消防援助隊の派遣要請期間
③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員	④ 市への進入経路及び集結場所

#### (2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

円滑に受け入れるため、応援要請の担当者を明確にし、連絡体制を整える。

① 緊急消防援助隊の誘導方法
② 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
③ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

## 第8節 救助・救急

【本部事務局、各部・各班、市民部、消防本部、市消防団】

大規模地震発生時の最優先事項は、災害から住民等の生命及び身体の安全を守ることである。そのため、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員及び資機材等を優先的に投入し、救助活動を行う。

市及び消防本部は、災害応急対策の第一次の実施責任者として、市消防団及び防災関係機関の協力を得ながら救助活動を行う。

市民及び自主防災組織は、自発的に救助・救急活動を行い、また、救助・救急活動を実施する防災関係機関に自ら協力することが求められる。

第2編、第2章、第7節「救助・救急」に準じる。

## 第9節 自衛隊災害派遣要請

【本部事務局、市民部】

地震災害発生時の、迅速かつ円滑な災害派遣活動の実施を目的に、自衛隊災害派遣要請を行う場合の手続き等を明らかにする。

第2編、第2章、第8節「自衛隊災害派遣要請」に準じる。

## 第10節 避難

【本部事務局、各部・各班、教育部、郡山北警察署本宮分庁舎  
消防本部、消防団、防災関係機関、市社会福祉協議会】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

地震災害発生時及び二次災害による人的被害を軽減するため、市及び防災関係機関が連携を密にし、要避難区域の住民を迅速かつ適切に安全な場所に避難誘導する。

特に、要配慮者に対する情報伝達と避難誘導、及び避難場所における生活等には配慮に努める。

第2編、第2章、第9節「避難」に準じる。



## 第11節 避難所の設置・運営

【本部事務局、各部・各班、教育部、保健福祉部、行政区、市社会福祉協議会】

避難所は、地震災害及び二次災害のために現に被害を受け又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に指定する公共施設又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第2編、第2章、第10節「避難所の設置・運営」に準じ、次の寒冷対策を加える。

### 第3 寒冷対策の推進

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、電源を要しないストーブ等暖房器具・燃料等の資機材の備蓄又は流通資機材の確保に努める。

## 第12節 医療（助産）・救護

【本部事務局、保健福祉部、消防本部、安達医師会、歯科医師会、薬剤師会】

大規模地震発生時は、広域に医療（助産）・救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動体制を整え、県との連携の下、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により、一刻も早い医療救護活動を図る。

第2編、第2章、第11節「医療（助産）・救護」に準じる。

## 第13節 緊急輸送対策

【本部事務局、各部・各班】

災害対策活動の根幹は、必要な人員及び物資の輸送にある。そのため、緊急時の輸送路等の確保と、車両等の円滑な調達が重要であり、人命の安全、被害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路に先駆けて実施する。

### 第1 優先開通道路の選定

第2編、第1章、第10節「緊急輸送路等の指定」に準じる。

### 第2 道路開通作業の実施

第2編、第2章、第17節「被災地の応急対策」第2に準じる。

## 第14節 防疫及び保健衛生

【本部事務局、保健福祉部、市民部】

大規模地震発生後の被災地の環境衛生悪化に伴う感染症の予防、避難所あるいは仮設住宅等での保健指導、及び災害や避難のストレス等に対するメンタルヘルスケアを行い、被災者の健康の保持を図る。

第2編、第2章、第13節「防疫及び保健衛生」に準じる。

## 第15節 廃棄物処理計画

【本部事務局、市民部、安達地方広域行政組合】

災害発生時の円滑な処理と、衛生管理、環境保全及び地域生活の早期復興を図る。

第2編、第2章、第14節「災害廃棄物処理計画」に準じる。

## 第16節 廃棄物処理対策

【本部事務局、市民部、安達地方広域行政組合】

「廃棄物処理計画」に基づき、災害により発生したごみ・がれき及びし尿の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、被災地の円滑な応急対策や復旧・復興に資する。

第2編、第2章、第15節「廃棄物処理対策」に準じ、第2の次に次のがれき処理を加え、第3以降を一ずつ繰り下げる。

### 第3 がれき処理

#### 1 がれき発生量の推定

地震災害及び火災により、建物の倒壊・焼失及びそれに伴う建物解体、並びに地震動による瓦やガラスの落下物、ブロック塀の倒壊等、大量のがれき（廃棄物）の発生が想定されるため、市は、県の地震・津波被害想定調査結果等から発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定する。

#### 2 処理体制の確保

がれき処理は、がれきの発生原因となる施設管理者又は市が原則処理をするが、がれきが一時的かつ大量に発生すると想定されるため、国・県及び関係者が協力して、がれき処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

#### 3 処理対策

第2編、第2章、第14節「廃棄物処理計画」に基づき実施する。

#### 4 粉じん等の公害防止策

がれきの応急処分の過程において、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがある。

特に石綿については、市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

## 第17節 救援対策

【本部事務局、各部・各班、教育部、保健福祉部、本宮方部学校給食センター】

地震災害で物資流通が滞った場合でも、最低限の市民生活の確保と人心の安定を図ることを目的に、飲料水、食料及び生活必需品等の確保に努め迅速な救援に資する。この場合、指定避難所以外への避難及び在宅被災者への供給にも配慮が求められる。

救援対策は、第一次的には市が行い、県は広域かつ総合的な処理を必要とするものにあたる。

第2編、第2章、第16節「救援対策」に準じる。

## 第18節 被災地の応急対策

【建設部、総務政策部、産業部】

被災地内の住民生活やインフラ復旧を目的に、主要道路や宅地等の復旧障害物を除去する。

さらに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行うとともに、社会経済安定のため市内金融機関による応急金融措置実施に努める。

第2編、第2章、第17節「被災地の応急対策」に準じる。

## 第19節 応急仮設住宅

【本部事務局、建設部】

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、生活に必要な簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第2編、第2章、第18節「応急仮設住宅」に準じる。

## 第20節 死者の搜索及び遺体の対策等

【本部事務局、保健福祉部、郡山北警察署本宮分庁舎】

地震災害及び二次災害により死亡していると推定される者の搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者には、火葬・埋葬に万全を期す。

第2編、第2章、第19節「死者の搜索及び遺体の対策等」に準じる。

## 第21節 生活関連施設の応急対策

【本部事務局、建設部、産業部、電気事業者、  
LPガス事業者、電気通信事業者、FM Mot. Com もとみや】

生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等）が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧の対策を図るための対策を確立する。

第2編、第2章、第20節「生活関連施設の応急対策」に準じる。

## 第22節 道路、河川管理施設等及び公共建築物の応急対策

【建設部、産業部、財務部、教育部、その他公共施設管理者】

災害時においては、道路・橋梁施設を防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害が拡大する可能性があるため、対策を講ずる。

### 第1 交通施設災害応急対策

#### 1 市道の応急対策計画

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の交通施設に地震被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき又は地震災害時に交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策について計画を定め、警察と連携し直ちに活動を起こす。

##### (2) 応急対策

市道の被害について、速やかに県（土木部）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

上下水道、電気、電話等道路専用施設に被害が生じた場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者へ通報する。緊急時には、現場付近の立入制限・避難の誘導・周知処置等住民の安全確保措置をとり、事後、速やかに連絡する。

##### (3) 復旧計画

市は、早急に被害個所の仮復旧を行い交通の確保を図るとともに、地震被害の再発を防止するための施設の新設又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

#### 2 主要農道及び林道応急対策計画

##### (1) 基本方針

地震により被災した農道及び林道の交通障害物を除去するとともに、緊急度に応じて復旧する。特に、生活道路としての農道及び集落間の連絡道路としての林道を優先する。

##### (2) 応急対策

農道・林道管理者は、所管道路の被害について、速やかに県（農林水産部）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

##### (3) 交通規制

通行に危険な農道及び林道は、警察と連携し必要な交通規制を行うとともに、通行者に対し周知処置を講じる。

### 第2 河川管理施設等の応急対策

#### 1 河川管理施設応急対策

##### (1) 基本方針

市は、国・県河川管理者及び消防関係機関と連携し、河川管理施設の地震による被害を軽減す

るため、市消防団による水防活動を行うとともに、次の活動を確保する。

また、堤防等の破壊・損壊などの被害に対しては、南達建設業組合の協力を得て応急復旧に努める。

- |                            |
|----------------------------|
| ① 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制 |
| ② 水門、樋門等に対する遅滞のない操作        |
| ③ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備       |

## (2) 応急対策

市は、県二本松土木事務所と情報の交換を図り、市消防団による水防活動を確保する。また、水防上必要な器具、資材等及び技術的支援は、県へ援助を要請する。

## 2 砂防施設等応急対策

### (1) 基本方針

市は県と連携し、震後速やかに砂防施設及び急傾斜地崩壊防止施設の点検を実施する。また、必要に応じ土砂災害危険箇所の点検も実施する。

### (2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、施設の被災及びびがけ崩れや落石等により二次災害発生のおそれがある場合は、県と連携し速やかな応急対策に努める。

## 3 ため池施設応急対策

### (1) ため池管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、ため池緊急点検を行い市農政課へ報告する。また、ため池に被害が生じた場合は直ちに応急対策を行い、二次災害を防止する。

さらに、ため池管理者は、市の指示のもとに緊急放流や応急工事等を行い、安全回復に努める。

## 第3 公共建築物等の応急対策

### 1 基本方針

各施設の管理者は、人命の安全確保を最優先に、社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害対策活動を行う。

### 2 応急対策

各施設の管理者は、人命の安全確保及び社会公共施設の機能確保を図るため、次により自主的な事前対策及び震後応急対策を行う。特に、地震災害時の出火やパニックの防止を重点に、災害対策活動に万全を期す。

- (1) 避難対策には、特に綿密な計画を樹立し万全を期す。
- (2) 地震時の混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報するとともに応急措置を講ずる。
- (4) 避難所指定施設は、防火について十分な措置を図る。
- (5) 施設利用者の人命救助を最優先とする。

## 第4 市庁舎の応急修理

- (1) 施設管理者は、被害状況の速やかな把握に努める。
- (2) 簡易な被害は、施設管理者において応急修理を実施する。被害が著しい場合は、必要に応じ建設部建設課の応援を得る。
- (3) 被害が著しく、行政事務執行に支障がある場合は、必要に応じ仮設庁舎を設置する。

(4) 仮設庁舎建設場所は、地震災害の状況に応じ市長が決定する。

## 第23節 文教対策

【教育部、市内小中学校・幼稚園・保育所・各種学校】

市教育委員会及び学校等の長は、地震災害時に園児、児童及び生徒の安全を確保するとともに、学校教育等活動の円滑な実施を確保するため、各学校等の実態に即した適切な防災に関する計画及び対応マニュアルを定める。

第2編、第2章、第21節「文教対策」に準じる。

## 第24節 要配慮者対策

【保健福祉部、市社会福祉協議会】

要配慮者への情報伝達及び避難誘導等に配慮する。また、避難所における要配慮者の把握及びニーズの把握と保健福祉サービスの提供に努める。

第2編、第2章、第22節「要配慮者対策」に準じる。

## 第25節 ボランティアとの連携

【本部事務局、市民部、教育部、市社会福祉協議会】

大規模地震被災時は、市及び防災関係機関も被災し、災害応急対策を十分に対応できないおそれがある。このため、防災関係機関等が連携し、ボランティアを有効活用し災害応急活動を図る。

第2編、第2章、第23節「ボランティアとの連携」に準拠する。

## 第26節 災害救助法の適用等

【本部事務局、各部、市民部】

災害救助法適用時は、速やかに所定の手続きを執る。

第2編、第2章、第24節「災害救助法の適用等」に準じる。



## 第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

【市民部】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援法に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第2編、第2章、第25節「被災者生活再建支援法に基づく支援等」に準じる。



## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 施設の復旧対策

【総務政策部、建設部、産業部、市民部、保健福祉部、教育部】

災害応急復旧計画に基づく応急復旧終了後、災害復旧事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施を図る。

第2編、第3章、第1節「施設の復旧対策」に準じる。

### 第2節 被災地の生活安定

【該当部署】

市は、震災時及び地震後の人心の安定と社会秩序の維持を目的に、防災関係機関等と協力し、市域における生活安定のための緊急措置を講ずる。

第2編、第3章、第2節「被災地の生活安定」に準じる。

